

### 【ポイント】

- ・ 関東大震災から1年間の間に震災対応のための法律及び勅令が85本制定されている。
- ・ 都市計画、復興事業関係でも、市街地建築物関係、特別都市計画法関係など16本が制定されている。
- ・ 本稿では、市街地建築物法の特例、帝都復興院、特別都市計画法、借地借家臨時措置法等の条文を掲載する。

### 1. はじめに

関東大震災から 100 年の本年、関東大震災に関する振り返りのなかで、法律又は勅令に関しては、戒厳令などがよく論じられるものの、実際に施行された法律又は勅令の全体像については、十分に共通認識になっていない可能性がある。また、正確な一次資料としての官報を確認することは今後の研究のために不可欠と考える。

このため、本稿では、国会図書館が提供している官報のデジタルアーカイブ<sup>1</sup>を用いて、関東大震災が発生した 1923 年 9 月 1 日から 1924 年 8 月 31 日までの 1 年間を対象にして、関東大震災への対応を内容とする法律又は勅令を収集整理するとともに、特に、都市計画、復興事業に関する内容については、そのポイントと官報の該当部分をデータとして示すこととする。

なお、戦前の帝国憲法下での勅令については、帝国憲法第 8 条に基づく立法的緊急勅令、同第 70 条に基づく財政的緊急勅令のほか、官制、官吏令など現行法では行政組織法にあたる内容は緊急時にかかわらず勅令として定めていた。これらの勅令をすべて今回の研究では対象とする。

### 2. 関東大震災発生から 1 年間に制定された法律及び勅令の全体像

関東大震災から 1 年間に制定された法律及び勅令のうち、関東大震災への対応を内容としていると位置付けられるものは、表 1 のとおり、85 件確認できている。日付は官報発行日である。なお、法律又は勅令に用いられている旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに変更している。

赤のセルで塗りつぶした事項（23 項目）は、特に、都市計画・復興事業に関係あるものである。このうち、市街地建築物法関係、帝都復興院関係、特別都市計画法関係、借地借家臨時措置法関係と災害土木費補助率関係については、3. において個別の条文を示す。なお、条文が不鮮明なのは、国会図書館デジタルアーカイブでの官報の問題であり、不明な場合には国会図書館デジタルアーカイブで確認いただきたい。

<sup>1</sup> 以下の URL 参照。 <https://dl.ndl.go.jp/collections/A00015?pageNum=0>

表1 関東大震災から1年間に制定された法律又は勅令

1	9月2日	緊急勅令(8条)第396号	緊急勅令
2		勅令第397号	臨時震災救護事務局官制
3		勅令第398号	一定の地域を限り別に勅令の定むる所により戒厳令中必要の規定を適用するの件
4		勅令第399号	勅令第398号の施行に関する件
5	9月3日	勅令第400号	関東戒厳司令部条例
6		勅令第401号	大正十二年勅令第399号中改正の件
7	9月4日	勅令第402号	大正十二年勅令第399号中改正の件
8	9月7日	緊急勅令(8条)第403条	治安維持のためにする罰則に関する件
9		緊急勅令(8条)第404条	私法上の金銭債務の支払い延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件
10		緊急勅令(8条)第405条	生活必需品に関する暴利取締の件
11		勅令第406条	会計規則その他の収入支出に関する命令の特例を設くる件
12	9月12日	勅令第407号	米穀法第2条の規定により輸入税免除の件
13		勅令第408号	大正9年勅令第53号生牛肉及び鳥卵の輸入税免除の件中改正の件
14		緊急勅令(8条)第409条	東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員任期等に関する件
15		緊急勅令(8条)第410条	震災被害者に対する租税の減免等に関する件
16		緊急勅令(8条)第411条	生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件
17		緊急勅令(8条)第412条	震災時の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件
18		勅令第413条	震災の警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件
19	9月16日	勅令第414条	○東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内における仮設建築物等に関する件
20		勅令第415号	大正12年勅令第412号の施行に関する件
21		勅令第416号	臨時震災救護事務局完成中改正の件
22	9月17日	勅令第417号	大正12年勅令第411号生活必需品並土木または建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の提言又は免除に関する件の施行に関する件
23	9月19日	勅令第418号	○帝都復興審議官制
24	9月22日	勅令第419号	労働統計表地調査例中改正の件
25		緊急勅令(8条)第420号	臨時物資供給令
26		緊急勅令(8条・70条)第421号	臨時物資供給特別会計令
27		勅令第422号	震災救護のための恩賜金及寄付金等の取扱に関する件
28	9月27日	緊急勅令(8条)第423号	東京府及神奈川県における衆議院議員選挙人名簿を刷製に関する件
29		緊急勅令(70条)第424号	日本銀行の手形の割引による損失の補償に関する財政上必要処分の件
30		勅令第425号	○帝都復興院官制
31		勅令第426号	高等官等俸給令中改正の件(帝都復興院長関係)
32		勅令第427号	文官任用令中改正の件(帝都復興院副院長、帝都復興院理事(計画局長)、土地整理局長、建築局長、土木局長、物資供給局長関係)
33		勅令第428号	委任文官特別任用令中改正の件(帝都復興院事務局関係)
34		勅令第429号	大正12年勅令第404号第3条第1項の適用等に関する件
35	9月30日	勅令第433号	大正12年勅令第415号震災被災者に対する租税の減免等に関する件の施行に関する件
36	10月1日	勅令第434号	臨時官制局官制
37	10月15日	勅令第444号	大正12年勅令第413号震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件中改正の件
38		勅令第445号	庁県巡査定員に特例を設くるの件
39	10月19日	勅令第447号	郵便貯金郵便為替等の権利の申告に関する件
40	10月24日	勅令第452号	大正12年勅令第399号中改正の件(戒厳令の対象から埼玉県と千葉県を除外)
41	10月25日	勅令第453号	東京府神奈川県及埼玉県所在の監獄に職員増置の件
42	10月27日	勅令第459号	供託物の還付又は取戻を請求する場合に関する特例の件
43	10月31日	緊急勅令(8条)第471号	禁水により株主名簿を喪失したる会社の株主總會等に関する件
44	11月1日	勅令第473号	震災時の行政庁に対し出願請求その他の手続きをなすべき期限の延期に関する件
45	11月12日	緊急勅令(8条)第475号	法人に対する破産宣告に関する件
46	11月15日	緊急勅令(8条)第478号	大正12年勅令第398号一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件停止の件
47		勅令第479号	大正12年勅令第399号大正12年勅令第398号の施行に関する件停止の件
48		勅令第480号	東京警備司令部令
49	11月30日	勅令第491号	臨時震災救護事務局官制中改正の件
50	12月24日	法律第53号	○特別都市計画法
51		法律第54号	震災により租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律
52		法律第55号	復興事業の施行に伴い支払をすべき金額を国債証券をもって交付する等に関する法律
53		法律第56号	震災善後公債法
54		法律第56号	東京帝国大学臨時政府支出繰入に関する法律
55		緊急勅令(8条第2項)第509号	臨時物資供給令の効力を将来に失わしむるの件
56		緊急勅令(8条第2項)第510号	臨時物資供給特別令の効力を将来に失わしむるの件
57		勅令第517号	東京区裁判所に臨時職員増置の件
58	1月30日	勅令第13号	大正12年勅令第217号大正12年勅令第411号生活必需品並びに土木又は建築の用に供する器具機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
59	2月2日	勅令第14号	○特別都市計画委員会官制中改正の件
60	2月13日	勅令第17号	米債公債及英債公債の発行に関する件
61	2月18日	勅令第19号	○大正12年勅令第414号東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内における仮設建築物等に関する件中改正の件(大正13年2月末日を8月末日に延長)
62	2月23日	緊急勅令(8条)第21号	震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件
63	2月25日	勅令第24号	○帝都復興審議会官制停止の件
64		勅令第25号	○帝都復興院官制停止の件
65		勅令第26号	○復興局官制
66		勅令第27号	高等官等俸給令中改正の件
67		勅令第28号	文官任用令中改正の件
68	2月27日	勅令第30号	大正12年勅令第407号米穀法第2条の規定により米穀の輸入税免除の件中改正の件
69		勅令第31号	大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木建築の用に供する器具機械材料の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
70	3月13日	勅令第48号	○特別都市計画委員会官制中改正の件
71	3月17日	勅令第49号	○特別都市計画法施行令
72	3月29日	勅令第59号	臨時震災救護事務局停止の件
73	5月31日	勅令第137号	○復興事業の施行に伴い交付すべき国債証券に関する件
74	7月18日	法律第4号	震災被害地の地租免除等に関する法律
75		法律第5号	震災により地租を免除せらるる者の法令上の資格要件に関する法律
76		法律第7号	非常勅令停止に関する法律
77	7月22日	法律第13号	震災善後公債法中改正法
78		法律第14号	震災による喪失無記名国債証券に関する法律
79		法律第15号	復興貯蓄債券法
80		法律第16号	○借地借家臨時処理法
81		法律第17号	○借地借家調停法中改正法
82	8月12日	勅令第174号	○借地借家臨時処理法の施行期日及び施行地区に関する件
83		勅令第175号	借地借家臨時処理法の規定する鑑定委員の旅費、白当及び止宿料に関する件
84	8月23日	勅令第198号	大正12年勅令第414号第1項の規定による建築着手期限の延期に関する件
85	8月30日	勅令第203号	○府県災害土木費国庫補助規程

### 3. 都市計画・復興事業に関する法律又は勅令の主な事項

#### (1) 仮設建築物に関する市街地建築物法の適用除外関係（表1の行19と行61）

1919（大正8）年に交付された市街地建築物法について、仮設建築物、応急的な建築物に対して適用除外とするものである。その後、1924年2月28日に期限を1919（大正9）年8月末実まで延長している。



#### (2) 帝都復興院関係（行 30，行 63，行 65）

1923（大正13）年9月27日に勅令によって設置され、翌年2月25日に廃止、内務省外局として設置された復興局に引き継がれた。

御名御璽

攝政名

大正十二年九月二十七日

内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛  
内務大臣 伯爵後藤 新平  
農商務大臣 男爵田 健治郎  
勅令第四百二十五號

帝都復興院官制

第一條 帝都復興院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ東京及廣濱ニ於テハ都市計畫、都市計畫事業ノ執行及市街地建築物法ノ施行其ノ他復興ニ關スル事務ヲ掌ル

帝都復興院ハ前項ノ外臨時物資供給令ノ施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 帝都復興院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

一人 勅任

副總裁

二人 勅任

技監

一人 勅任

理事

七人 勅任

書記官

專任十五人 奏任

事務官

專任三十人 奏任

技師

專任百五人 奏任

技手

專任百五十人 判任

前項事務官ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第三條 帝都復興院ニ總裁官房及左ノ六局ヲ置ク

計畫局

土地整理局

建築局

土木局

物資供給局

經理局

第四條 總裁官房ニ於テハ機密、人事、文書其ノ他各局ニ屬セザル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 計畫局ニ於テハ都市計畫其ノ他復興計畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 土地整理局ニ於テハ土地區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 建築局ニ於テハ市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 土木局ニ於テハ都市計畫事業其ノ他ノ復興事業ノ執行ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 物資供給局ニ於テハ臨時物資供給令ノ施行其ノ他復興事業ニ關スル諸材料ノ調達ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 經理局ニ於テハ豫算、決算其ノ他諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 第二條職員ノ外院務ニ參與セシムル爲參與及參事ヲ置ク

參與及參事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇、參事ハ奏任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受タル待遇ニ依ル

第十二條 總裁ハ所屬職員ヲ統督シ院務ヲ總理シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第十三條 副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ政アルトキハ内閣總理大臣ノ指シタル副總裁其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 技監ハ技術ヲ統理ス

第十五條 局長ニ局長ヲ置キ理事ヲ以テ之ニ充ツ局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局長ヲ掌理ス

第十六條 理事ニシテ局長ヲササルモノハ上官ノ命ヲ受テ院務ヲ掌ル

第十七條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 技手ハ上官ノ指シテ受ケ職務ニ從事ス

第二十條 技手ハ上官ノ指シテ承ケ技術ニ從事ス

第二十一條 帝都復興院ニ評議會ヲ置ク評議會ハ總裁ノ諮詢ニ應シ重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二十二條 評議會ハ會長一人評議員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第二十三條 會長、評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二十四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

第二十五條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第二十六條 評議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 特別都市計画法關係

耕地整理法の特例規定として、①行政庁施行を前提としていること、②建て付け地を施行区域の含むことができること、③1割減歩までは無償、1割を超える場合には補償することなどを内容としている。

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル特別都市計畫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 御名 御璽

### 攝政名

大正十二年十二月二十四日

内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛  
內務大臣 子爵後藤 新平

### 法律第五十三號

### 特別都市計畫法

第一條 本法ニ於テ特別都市計畫ト稱スルハ東京及廣瀆ニ於ケル都市計畫ヲ謂フ

第二條 行政官廳特別都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第三十一條ノ規定ニ拘ラス換地處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 土地區劃整理ヲ施行スル爲メ土地區劃整理組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テ土地所有者同意ヲ爲スニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ借地法ニ謂フ借地権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ借地権者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第五條 行政廳又ハ公共團體カ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計、換地處分及第八條第一項ノ補償金ノ配當ニ關スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地権者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ム

第六條 前條ノ土地區劃整理施行ノ爲メ必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クとも三月前ニ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限り之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條竝土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第七條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ其ノ施行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス

前項ニ規定スル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ編入ニ關シテモ亦同シ

第八條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル施行後ノ宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上ヲ減少スルニ至リタルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ宅地トハ勅令ニ依リ公共ノ用ニ供スル土地ト定ムルモノ以外ノ土地ヲ謂フ

第六條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 都市計畫法第十三條第二項ノ規定ハ第五條ノ土地區劃整理ニ之ヲ準用ス

第十條 補償審査會ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

補償審査會ハ會長一人及委員十四人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ任命ス

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

- 一 關係各廳高等官 三人
  - 二 關係府縣高等官 二人
  - 三 關係府縣參事會 六人
  - 四 學識經驗アル者 三人
- 前項第二號及第三號ノ規定ニ依ル委員ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス
- 補償審査會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第十一條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### (4) 借地借家臨時措置法

関東大震災によって被災した借家人に対して借地権の優先的な設定、裁判所による借地権設定などを定めている。

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル借地借家臨時處理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 御名 御璽

### 攝政名

大正十三年七月二十二日

内閣總理大臣 齋藤 高明  
司法 大臣 樺田千之助

#### 法律第十六號

#### 借地借家臨時處理法

- 第一條 本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ
- 第二條 地代、家賃、敷金其ノ他借地借家ノ條件カ著シク不當ナルトキハ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲メ其ノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ裁判所ハ敷金其ノ他ノ財産上ノ給付ノ返還ヲ命シ又ハ其ノ給付ヲ代官ハ家賃ノ前拂ト看做シ其ノ他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ノ借主ハ其ノ建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ新ニ築造セラレタル建物ニ付其ノ完成前賃借ノ申出ヲ爲シタルトキハ他ノ者ニ優先シテ之ヲ賃借スルコトヲ得滅失シタル建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル敷地建築物ノ借主亦同シ
- 第四條 前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絕ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス
- 第五條 第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絕スルコトヲ得ス
- 第六條 前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ賃借ノ條件、建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコトヲ得
- 第七條 新ニ築造セラレタル建物ニ付第三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ爲シタル者數人付場合ニ於テ賃借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ敷設建築物ノ狀況、借主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ割當ヲ爲ス前項ノ規定ニ依リ種々場合ニ於テハ裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用キテ割當ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲メ必要アリト認ムルトキハ割當ヲ受ケタル借主又ハ若シテ不利益ナル判當ヲ受ケタル借主ノ爲割當ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ割當ナル出捐ヲ命スルコトヲ得
- 第九條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ニ以テ住シタル者其ノ建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シタル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾ヲ得サリシ場合ト雖地主ハ之ヲ理由トシテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但シ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ其ノ借地權ハ借地權ノ登記及其ノ土地ノ上ニ存スル建物ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十二年七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得
- 第十一條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ因リ裁判所ハ借地又ハ借家ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス
- 第十二條 鑑定委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十三條 鑑定委員ハ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年度メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ同意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス
- 第十四條 鑑定委員會ノ決議ハ委員ノ過半数ノ意見ニ依リ
- 第十五條 鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス
- 第十六條 鑑定委員ニハ旅費、日當及止留料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十七條 借地借家關係法第四條ノ二及第五條ノ規定ハ第二條、第四條及第五條ノ規定ニ依リ申立並ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ルコトヲ得ス
- 第十八條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ裁判ニ對シテハ即時執行爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス
- 第十九條 即時執行ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
- 第二十條 本法ニ依リ裁判ニシテ財産上ノ給付ヲ命スルモノハ執行力ヲ有スル債權名義タルノ效力ヲ有ス
- 第二十一條 本法ニ依リ裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟法第十六條ノ規定ニ依リ

#### 附則

- 第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 本法ハ大正十八年四月三十日迄其ノ效力ヲ有ス
- 第四條 本法失效ノ際ニ於テ必要ナル経過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### (5) 災害土木費国庫補助の特例

災害土木費についての国庫補助率の特例を定めている。

朕震災ニ因ル府縣災害土木費國庫補助規程  
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 御名 御璽

### 攝政名

大正十三年八月二十九日

内閣總理大臣 子爵 加藤 高明  
内務大臣 若槻禮次郎  
大藏大臣 濱口 雄幸

### 勅令第二百三號

震災ニ因ル府縣災害土木費國庫補助規程

大正十一年九月ノ震災ニ因ル東京府、神奈川県、埼玉県、静岡県及山梨縣ノ災害土木費ニ付テハ國庫ハ災害土木費國庫補助規程ニ依ラス左ノ區分ニ從ヒ補助スルコトヲ得

東京府ニ對シテハ府工事費ノ八割以内及下級公共團體ニ對スル補助費ノ十割以内

神奈川県ニ對シテハ縣工事費ノ八割五分以内及下級公共團體ニ對スル補助費ノ十割以内

千葉縣、埼玉縣、静岡県及山梨縣ニ對シテハ縣工事費ノ七割五分以内及下級公共團體ニ對スル補助費ノ十割以内

前項ノ規定ニ依ル補助ノ割合ノ制令ハ下級公共團體ノ災害土木費ニ對シテ東京府ニ在リテハ其ノ八割、神

奈川県ニ在リテハ其ノ八割五分、千葉縣、埼玉縣、静岡県及山梨縣ニ在リテハ其ノ七割五分ヲ超スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ補助スヘキ災害土木費ノ範圍及補助額ハ内務大臣之ヲ定ム

本令ニ依ラスシテ補助金ヲ受ケタル災害土木費ニ付テハ本令ニ依ル補助金ハ之ヲ交付セス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 4. 今後の課題

本稿では、関東大震災から1年間の法律及び勅令を抽出し、特に重要と思われる、都市計画、復興事業に関係する条文を明示した。今後は、もう少し抽出期間を伸ばしたうえで、帝国議会の議事録なども参照しながら、これらの立法措置等についてどのような課題が指摘されていたのかを分析し、さらに、現在の法制度との比較などを行っていく予定である。

(佐々木晶二)